

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、白山野々市広域事務組合財務規則（昭和56年組合規則第17号）第49条の規定により公告する。

平成30年9月6日

白山野々市広域事務組合長 山 田 憲 昭

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 工 事 名 消防指令システム整備工事
- 2 工事場所 白山市、野々市市及び川北町地内
(消防本部、各消防署及び各分署 ※全9施設)
- 3 工事概要 指令台、指揮台、無線統制台、各種表示盤、気象観測装置、
電話交換設備、署所端末装置、指令情報出力装置、車両運用端
末装置、車外設定装置、無停電電源装置他一式取替工
- 4 完成期日 平成31年9月30日（一部債務負担行為）
- 5 予定価格 金765,957,600円（税込）
- 6 最低制限価格 有
- 7 入札方法は、紙入札による（入札前審査型）

第2 日程

- 1 入札参加資格審査、入札参加資格確認申請及び質問書提出期限
平成30年9月18日（火）
- 2 入札参加資格確認結果通知
平成30年9月20日（木）頃
- 3 仕様書等閲覧期間
平成30年9月6日（木）から平成30年10月1日（月）まで
- 4 質問書回答
平成30年9月25日（火）頃
- 5 見積内訳書提出期間
入札参加資格確認結果通知の翌日から平成30年10月1日（月）午後3時まで

第3 入札参加資格条件

次の要件を全て満たす者で本組合が行なう入札参加資格の確認においてその資格

があると認められた者とする。

1 共通資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から本工事の入札の日までの間に、本組合、白山市、野々市市又は川北町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 白山市、野々市市又は川北町のいずれかの競争入札参加資格者名簿（資格1は電気通信工事、資格2は電気通信工事又は電気工事）に登載されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が暴力団の構成員又は暴力団関係者（暴力団若しくはその構成員に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

2 構成員に関する資格

次に掲げる資格を有するそれぞれに属する者1者ずつによる2者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 資格1（代表者）

次の要件をすべて満たす者

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る本社（主たる営業所）又は委任先営業所の所在地が、石川県内にあること。
- イ 白山市、野々市市又は川北町のいずれかにおける平成30年度競争入札参加資格審査結果総合評点（以下「審査結果」という。）における電気通信工事に係る総合評点（以下「評点数値」という。）が900点以上であること。
- ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間にある経営事項審査（以下「経審結果」という。）における電気通信工事の年間平均完成工事高が、744,000千円以上であること。
- エ 平成24年度から平成29年度までの間に、特別区、市又は地方公共団体の組合（一部事務組合又は広域連合）のうち、人口17万人以上の当該団体における消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合

整備事業のⅡ型又はⅢ型を元請けとして構築、施工又は納入した実績を有するもの。(共同企業体での施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。)

オ 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又は ISMS (Information Security Management System) 制度の認証を取得していること。

カ 電気通信工事に係る監理技術者となりうる資格を有する者で、専任の監理技術者として配置できる者 (3ヶ月以上の雇用関係にあること。)

(2) 資格2 (構成員)

次の要件をすべて満たす者

ア 建設業法 (昭和24年法律第100号。以下「法」という。) 第3条第1項の許可に係る本社 (主たる営業所) の所在地が、白山市、野々市市又は川北町地内にあること。

イ 白山市、野々市市又は川北町のいずれかにおける電気通信工事に係る評点数値が780点以上であること。又は電気工事に係る評点数値が790点以上であること。

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間にある経審結果における電気通信工事又は電気工事の年間平均完成工事高が、319,000千円以上であること。

エ 1級電気工事施工管理技士の資格を有するもの又は電気通信工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者のいずれかを専任の主任技術者として配置できるものであること。

第4 入札参加資格審査及び入札参加資格確認申請

入札参加を希望する者は、次のとおり建設工事競争入札参加資格審査申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

1 提出書類

(1) 入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認申請書

ア 提出者は共同企業体とし、代表者、構成員ともに記名、押印すること。

イ 本工事に配置予定の現場代理人、主任 (監理) 技術者を記載するものとし、主任 (監理) 技術者については共同企業体の代表者及び構成員から各々1名記載すること。

(2) 特定建設工事共同企業体協定書 (甲) (石川県の様式に準ずる)

(3) 特定建設工事共同企業体代表者の使用印鑑届 (石川県の様式に準ずる)

(4) 入札参加申込書

(5) ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) の登録証の写し又はプラ

イバシーマーク登録証の写し。

- (6) 履行実績を示す書類（契約年度、発注者名、実施場所、契約件名、業務の概要について記載してあれば様式は問わない。契約書の写しも可とする。）
- (7) 本工事に配置予定の現場代理人、主任（監理）技術者の資格、免許証等（雇用期間が確認できるもの。）の写し。
- (8) 入札参加資格確認結果通知用封筒（定型。宛先記載。672円切手貼付）

2 共同企業体の結成に関する留意事項

- (1) この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の代表者及び構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をすることができない。
- (2) 代表者は、構成員のうち最も大きな評点数値を有し、かつ、出資比率が構成員中最も大きな者であること。
- (3) 構成員の出資比率は、30%以上とする。

3 提出先

消防本部庶務課（消防本部2階）

電話 076-276-9481

4 提出方法

次のいずれかによる。

- (1) 持参の場合
日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの時間に提出すること。
- (2) 郵送の場合
配達証明書付き書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

第5 仕様書等の閲覧等

- 1 本工事に係る仕様書及び設計図面（以下「仕様書等」という。）は、本組合及び消防本部のホームページよりダウンロードし、閲覧すること。
- 2 仕様書等に関する質問は、質問書（別記様式）により次のとおり提出すること。
 - (1) 質問書提出先
消防本部通信指令課（消防本部3階）
電話 076-276-9484
 - (2) 提出方法
次のいずれかによる。
 - ア 持参の場合

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの時間に提出する

こと。

イ 郵送の場合

配達証明書付き書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

3 回答は、本組合及び消防本部のホームページに掲載する。

第6 入札執行

1 入札執行日時

平成30年10月3日（水）午前10時（即時開札）

2 入札場所

消防本部2階 201会議室（白山市三浦町255番地1）

3 入札保証金

免除とする。

第7 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び白山野々市広域事務組合競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

第9 契約条項を示す場所

消防本部庶務課（消防本部2階）

第10 契約の条件

1 契約書の要否

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内（当該期間内に当組合の休日に当たる日が有るときは、その日数を加算した期間）に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、本工事の契約締結については、白山野々市広域事務組合議会の議決を要するので、当該仮契約は白山野々市広域事務組合議会で本工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。また

当該議案が白山野々市広域事務組合議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対して本組合はいかなる責任も負わない。

2 契約保証金

白山野々市広域事務組合財務規則（昭和56年組合規則第17号）の規定により納付すること。

3 請負代金の支払条件等

(1) 前払金の額

各年度における出来高予定額の40%以内

(2) 部分払の回数

白山野々市広域事務組合財務規則第86条第2項の規定による回数とする。

(3) 平成30年度における出来高、また、その金額は、仮契約締結の時に明示する。

第11 問い合わせ先

〒924-0815 白山市三浦町255番地1

白山野々市広域消防本部庶務課

電話：076-276-9481（直通）